

2020年8.9月号

せせらぎ No. 484



編集・発行
福岡市管工事協同組合
広報・企画・情報委員会
〒810-0016
福岡市中央区平和3丁目20-10
TEL 092-531-3066 FAX 092-522-5287
メール(総務) fukukankyoku@fuku-kan.com
URL <https://www.fuku-kan.com>

目次

1. 今月の心がけ…より良い睡眠のための工夫をしましょう …… 1
2. 理事会報告…9/8 定例 …… 2
3. ありがとう基金(新型コロナ対策の医療・介護従事者)寄付金を贈呈 …… 3
4. 官庁だより
NO. I 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」改訂について(福岡市水道局) …… 4
5. 業務コーナー
NO. I 公共事業労務費調査(令和2年10月調査)の実施について …… 5
NO. II 令和2年度(後期)技能検定受検案内について …… 8
NO. III 消費税の適格請求書等保存方式の導入について …… 9
6. 青年部会だより …… 10
7. 職場における感染症対策 …… 11
8. 健康コーナー…定期的に健診・検診を受けましょう …… 13
9. 交通安全コーナー…贖いの日々(命の尊さを忘れずに) …… 14
自動車保険入ってますか? …… 15
10. 第7回 あたまの体操 …… 17
11. 組合のうごき …… 19

組合ホームページで、福管ニュース「せせらぎ」が閲覧できます。

給水装置工事及び排水設備工事の申請書作成等は
組合設計係に全ておまかせ下さい。

第15回 理事会報告

日 時 : 令和2年9月8日(火)午後1時30分より
場 所 : 福岡市管工事協同組合会議室
出 席 者 : 藤、松尾、末久、岩下、松本、宮嶋、阿部、田中、棚町、藤根、石井、江頭

定刻に至り、事務局より本日の出欠状況を報告、藤理事長、挨拶後議長に就任し議案の審議に入った。

【報告事項】

1. ありがとう基金(新型コロナ対策の医療・介護従事者)への寄付について

江頭専務理事より、8月25日福岡市が設置している「福岡市ありがとう基金」に対し組合員1社1万円合計123万円の寄付金を贈呈した旨報告。贈呈式には、藤理事長、松尾副理事長、末久副理事長、江頭専務理事、大森顧問市議会議員、松永参与が出席した。(出席理事全員了承)

2. 資材倉庫、メンテナンスセンターの取り扱いについて

藤理事長より、組合会館の1階へ資材倉庫及びメンテナンスセンター業務を移転し、現在使用している施設の利用方法の検討を行う旨報告。(出席理事全員了承)

3. 令和2年度水道局との意見交換会について

松永参与より、令和2年度の水道局との意見交換会は新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止とする旨報告。(出席理事全員了承)

4. 福管協第8回ボウリング大会について

事務局より、令和2年度のボウリング大会は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から開催しない旨報告。(出席理事全員了承)

引き続き、組合のうごき、今後の予定を説明。
本日の全ての案件を終了した。時に午後2時30分。

新型コロナウイルス対策の最前線で働く医療・介護従事者への感謝 『福岡市ありがとう基金』寄付金を手渡す

福岡市管工事協同組合の藤成徳理事長は 8 月 25 日、福岡市役所を訪問し、「福岡市ありがとう基金」への寄付金 123 万円を光山裕朗副市長へ手渡した。

福岡市役所には、大森一馬顧問（福岡市議会議員）、松尾浩充副理事長、末久修副理事長が同行した。

寄付金を受け取った光山裕朗副市長は「医療関係者は常に最前線で頑張っている。寄付金は皆さんの気持ちと共に届ける。本当に感謝申し上げる」と述べ、同組合に感謝の言葉を贈った。

寄付金の用途は、感染者を受け入れる医療機関や医療先となる入所施設への支援、防護服やマスクなど衛生資材の確保・配布のために活用される。

藤理事長は、寄付金について「建設業界においてはコロナウイルスの影響は深刻ではないが、一刻も早い収束を願いたい。医療・介護従事者の方々の献身的な取り組みに深く敬意を表したい。今回、市の基金に組合として賛同し、寄付させていただく」と語った。

—九建日報より抜粋—



光山裕朗副市長へ寄付金を手渡す藤理事長



官庁だより
No.1

(公 印 省 略)
水技 第 79 号
令和 2年 8月 31日

福岡市管工事協同組合
理事長 藤 成徳 様

水道局計画部技術管理課
課長 江崎 順一

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について
(参考送付)

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

この度、厚生労働省において、 集団感染発生事業場における要因分析等を踏まえ、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」が改訂をされるとともに、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について最新の状況を踏まえた留意事項等を取りまとめられたことを踏まえ、国土交通省より、「建設業における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（令和2年8月25日改訂版）」が送付されましたので、お知らせいたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等の方々に周知いただきますようお願いいたします。

なお、これまでの建設業における感染発生状況では、土木工場の現場に比べて、「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスでの感染例が多く見受けられるため、これらの場所においては、感染防止対策の徹底に特に注意するようお願いいたします。

また、感染拡大の防止を図るため、厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を従業員等に積極的に呼び掛けていただきますようお願い致します。（詳細は別添資料をご参照ください。なお、COCOAアプリから通知を受けた人は、PCR検査を無料で受けられます。）

【別 添】

- ① 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用について（福岡市）
- ② 『建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの改訂について』（令和2年8月25日国土交通省）

【担当部署】

水道局計画部技術管理課

TEL 092-483-3199 時^{とき}任^{とう}・後^ご藤^{とう}



公共事業労務費調査（令和2年10月調査）の実施について

国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課

国土交通省は、6月22日付をもって建設市場整備課長名で「公共事業労務費調査（令和2年10月調査）の実施について」を通知するとともに、同課名で本会宛に有効回答の向上対策についての協力を要請しました。同調査に係る重要事項は下記のとおりです。

本調査は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の発注の際に工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」の設定の基礎となる調査であり、労務単価は、公共工事はもちろん民間工事の工事費にとっても大きな影響を及ぼしますので、調査の精度、透明性を更に高められるよう、調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

また、賃金台帳や就業規則等を整備するための参考資料「有効回答の向上対策について」は、国土交通省の労務費調査ホームページでご覧になれます。

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

なお、全管連では、公共事業労務費調査の適正な記入方法のポイント を掲載したパンフレットを作成し、会員専用ホームページの「配管技能資格リーフレット」からダウンロードできますので、ご活用ください。

■公共事業労務費調査（令和2年10月調査）に係る重要事項（抜粋）

1. 賃金の正確な把握の徹底

公共事業労務費調査では、原則として現場で働く技能労働者全てが調査対象となります。そのため、いわゆる一人親方として働く方々についても、必ず調査票を作成いただきますよう、あらためて周知をお願いします。また、退職金等、不定期の賃金については、賃金台帳に記載されていない場合もあるため、遺漏のないよう正確に記入いただくよう周知徹底をお願いします。

2. 9月の賃金支払い実態の調査

標本確保のため、10月に調査対象工

事に従事せず、9月に従事している38職種の労働者についても、調査の対象となり、9月分の賃金支払い実態を調査しますので、調査のご協力をお願いします。

3. 標本の適切な分類

本調査では、一部の職種を除き、「相当程度の技能」等を有する建設労働者を調査対象としていますので、調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能等を十分に確認し、職種の分類を行ってください。

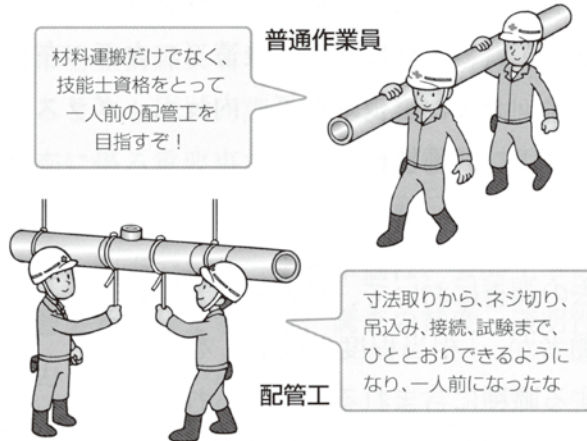
4. 調査対象外の労働者の周知

○見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外にな

労務費調査票の記入は **ここ** が **ポイント**!

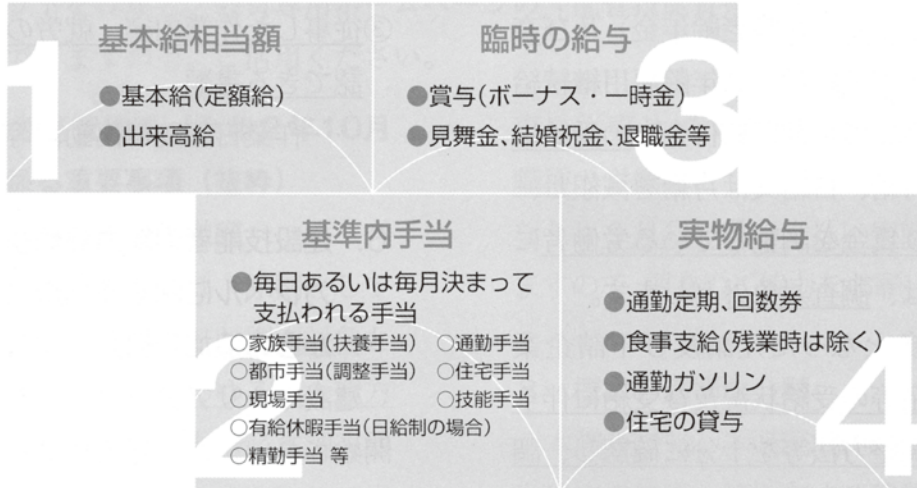
1 職種を正しく分類する

- 調査対象労働者は、配管工、ダクト工、保温工、設備機械工等対象職種(51職種)に該当する労働者です。
- 相当程度の技能を有する配管工と普通作業員との区別を明確にしよう。調査でいう「配管工」とは、相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、換気等の設備工事に関する作業について主体的業務を行う方です。有資格者でも補助的業務を主に実施した場合には「普通作業員」に分類してください。



2 次の4つの記入漏れをなくそう!

公共工事設計労務単価は以下の4つから構成されています。



■基準外手当とは
 ・各職種の建設労働者の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当
 ・時間外・休日または深夜の割増賃金の代替としての手当
 ・使用者の責に帰するべき事由により労働者を休業させたことに対する休業手当
 ・労働者持ちの工具・車両の損料等、賃金ではなく経費の負担にあたる手当

3 所定労働時間に注意しよう

- 調査は一日分ではありません、1ヵ月が対象です。
- 割増賃金(時間外、休日、深夜)は含みません。
- 労働時間は作業日報、出勤簿などと整合していなければなりません。

今、私は作業中です。
 この調査は所定労働時間、通常8時間以内が対象です。
 1週40時間が基本です。



【参考】9月の調査の対象となる38職種

造園工、法面工、石工、ブロック工、鉄骨工、塗装工、溶接工、潜かん工、潜かん世話役、さく岩工、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、橋りょう世話役、高級船員、普通船員、潜水土、潜水連絡員、潜水送気員、山林砂防工、軌道工、大工、左官、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

ります。

- 過去の調査において、見習・手元等の労働者が、「相当程度の技能」を必要とする職種に含まれる例がみられたため、調査対象となった元請及び下請企業は、個々の労働者の技能を十分に確認し、適切に分類、判断を行ってください。
- 老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者については、調査対象外とします。
- 調査対象となった元請及び下請企業は、年金等の受給状況及び受給に伴う賃金の調整方法等を十分に確認し、調査対象労働者か否か判断してください。

5. 棄却率の改善

平成30年度公共事業労務費調査において、3割強の標本が棄却されているため、調査対象となった元請及び下請企業は、次の書類を審査において提示できるよう整理してください。

- ①所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認できる書類
……就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳
- ②賃金支払いが確認できる書類
……銀行の振込領収書又は労働者の受領印等が確認できる書類等
- ③従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類
……作業日報及び出勤簿等

6. 建設技能者の能力評価基準による能力レベルに関する調査（今年度調査からの追加項目）

建設キャリアアップシステムの運用が開始され、また、建設技能者の能力に応じた処遇を実現するための能力評価基準についても、登録基幹技能者制度を有する35職種全ての能力評価実施団体において基準が策定されました。

このことを踏まえて、今年度の調査より、能力評価基準による能力レベルを把握するための記入及び資料の提示をお願いします。

業務コーナー
No.II

令和2年度後期

技能検定受検案内

お知らせ

新型コロナウイルスの感染状況により、急遽試験を中止とさせていただきます場合がありますので予めご了承ください。(中止した場合は、受検手数料を返還いたします。)

また、以下の対応にご協力をお願いいたします。

- ①受検申請書の提出について
福岡県職業能力開発協会及び公共職業能力開発施設の窓口での受付は行いませんので、**郵送(書留等)により福岡県職業能力開発協会あてご提出ください。**
- ②前期技能検定の受付について
中止となりました令和2年度前期技能検定のうち、一部の職種(作業)・等級についての受検申請を受付いたします。
- ③感染防止対策について
申請前に技能検定試験における新型コロナウイルス感染防止対策(ガイドライン)をご確認のうえ受検申請を行ってください。

受付手続き

インターネット受検申請受付は行っていません。

提出するもの

受検申請書

本人確認書類

受検手数料

※実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除資格を証明する書類の写し。

提出先(郵送のみ)

福岡県職業能力開発協会

〒813-0044 福岡市東区千早5丁目3-1 福岡人材開発センター2階
TEL092 (671) 1238 FAX 092 (671) 1354

令和2年度後期技能検定実施日程

受付期間

2020年10月5日(月)



2020年10月16日(金)

※土・日を除く

実技試験

2020年12月4日(金)
～2021年2月21日(日)

実施期間

■上記期間内の指定する日

日時、場所等は決定次第、受検票にて通知いたします。

問題公表

2020年11月27日(金)
当協会でご発表します。また受検者には日程等が決まり次第、受検票とともに送付します。
ただし全国統一実施の職種(作業)については、実技試験問題概要を送付します。

学科試験

2021年1月24日(日)
2021年1月31日(日)
2021年2月 3日(水)
2021年2月 7日(日)
2021年2月11日(木)
2021年2月14日(日)

日時、場所等は決定次第、受検票にて通知いたします。

合格発表

2021年3月19日(金)

■合格結果に関する電話での問い合わせには、一切応じかねますのでご了承下さい。

■福岡県のホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)で合格者の受検番号が確認できます。
■合格者及び実技試験又は学科試験に合格した方にはハガキで通知します。

国土交通省

消費税の適格請求書等保存方式の導入について

全国管工事業協同組合連合会

令和元年10月1日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されました。また、軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。インボイス制度は、事業者の消費税額の計算や取り交わされる請求書等に関するものです。

また、制度に関する内容は以下の通りですが、詳細は国税庁HPよりご確認をお願いします。

【国税庁HP】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

1 適格請求書等保存方式の概要

適格請求書等保存方式とは

- > 複数税率に対応したものとして導入される、仕入税額控除の方式です。
 - 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。
 - また、買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。
- ⇒ 仕入明細書等による対応についてはP8

導入時期

- > **令和5年10月1日**に導入されます。

適格請求書とは

- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。
 - 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。
 - > 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。
 - 課税事業者が、登録を受けることができます。
- ⇒ 記載事項についてはP6
- ⇒ 電磁的記録の提供についてはP7
- ⇒ 登録手続についてはP13
- ※ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。
- ※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

青年部会 会員募集のお知らせ

青年部会では会員同士との交流や研修会等色々な事を計画・実施しております。

きっとあなた自身及び会社にとっても意義ある青年部会ですので多数のご入会をお待ち致しております。



現在会員数:27名

参加要領○組合員

○また組合員が推薦するその企業内の者(1企業3名まで)

年会費:24,000円(入会金10,000円)

お問合せ先:福岡市管工事協同組合青年部会(担当:竹浦)

電話:531-3066

職場における

新型コロナウイルス感染症

インフルエンザ

感染症対策

1 うつさない 2 もらわない



手洗い・うがいを徹底する

手に付着した病原体を口や粘膜から取り込むのを防ぎましょう



飛沫をとばさない

会話やくしゃみ、せきによる飛沫をマスクやハンカチで防ぎましょう

密集を避ける

座席配置や人数を調整し、周囲の人との距離を十分にとりましょう



3 かからない

体調管理に努める

熱やだるさ、風邪症状を放置せずに治しましょう



抵抗力を高める

食生活や睡眠の改善、運動等で気分転換をはかり、健康維持に努めましょう



持病の治療を継続する

通院・治療を継続しつつ、感染対策について医師と相談しましょう



正しい手の洗いかた

1 石鹸をつけて手のひらをあわせてよく洗う

2 手の甲をのぼすようにこすります

3 指先と爪の間を念入りにこすります

4 指の間を洗います

5 親指と手のひらをねじり洗います

6 両手首を洗います

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し清潔なペーパータオルでよく拭き取って乾かします

正しいマスクのつけかた

あごマスク

正

外側を触る

鼻からあごを覆う

サイズを調整し隙間をなくす

鼻が出ている

ソーシャルディスタンスの確保

対策例



仕事中はマスクを着ける



向かい合わないよう着席し、十分な距離を確保する



会議はなるべくオンラインで

できる取組

効果的な清掃・換気

対策例

これらを用いて清掃する



1日複数回換気を行う(対角線上に開放する、換気設備を使う)



感染症予防チェックリスト

出勤時

- マスクをして通勤した
- 風邪の症状（熱やだるさ、息苦しさ等）がない
- 始業前に手を洗った、または消毒用アルコールで消毒した
- うがいを行った
- 体温を測り、平熱であることを確認した

勤務中

- 業務中はマスクをしていた
- 風邪の症状（熱やだるさ、息苦しさ等）がなく過ごしていた
- 下記のタイミング（例）で手を洗った、または消毒用アルコールで消毒した
 - ✓ 始業前（入社時）
 - ✓ 外出後
 - ✓ トイレの後
 - ✓ 食事の前
 - ✓ 複数の人が触れるものや場所に触ったあと
 - ✓ 汚れに触れたあと（目に見える汚れがある場合には手洗いが原則）
- 可能な限りソーシャルディスタンスを確保するよう努めた
- 「咳エチケット」を心掛けた（ハンカチ、ティッシュや袖で鼻、口を覆う等）

外出時

- 外出はやむを得ないものか（Web等による対応ができないか検討したか）
- 目的地、交通手段等を上司に報告したか
- 経路や時間の設定は、密閉空間、密閉場所、密接場面（いわゆる3密）をできる限り避けたものになっているか



新型コロナウイルス感染症が気になって
受診を控えている皆さまへ



定期的に 健診・検診を 受けましょう

健康診断の会場では換気や消毒を行うなど、
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策※に努めています。

※「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」
(公益社団法人全国労働衛生団体連合会等)

自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。
だからこそ、定期的な健診と検診で健康状態をしっかりチェック。
自分の体をしっかり知るのが、健康維持の第一歩です。

- 受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認して下さい。
- マスクの着用、受診前後の手洗いなどの感染対策をしっかりしましょう。



命の尊さを忘れずに

E・T 会社員(43歳)

ある年の9月、私はその日、会社を終えて帰宅する途中、事件を起こしてしまいました。私は2ヶ月前に転勤してきたばかりで、慣れない土地での仕事や車の運転でしたが、今思えば翌日が休みという気の緩みなどがあったと感じています。

自宅まであと10分足らずの交差点に差し掛かったときです。信号が赤色に変わったことが分かったため、先頭に車を停車させ、信号が青に変わるのを待っていました。

しかし、仕事の疲れや翌日が休みで早く家に帰りたいという思いがあり、少し焦って車の運転をしていたのではないかと思います。信号が青に変わったため、車を徐行しながら交差点に進入し、左折した際に「ドン」と音がしてフロントガラスに人の姿がありました。私は「どうして」と思い、車をすぐに停めました。

横断歩道を渡って歩いている人に気が付かず、交差点を左折してしまい、前方不注意で事件を起こしてしまったのです。速度は出ていませんでしたが、強い衝撃で車をすぐ停めました。車を降りた自分の目の前には信じがたい光景が広がっていました。車と衝突し、仰向けに横たわる人…。

私は消防、警察に通報するとともに、被害者に救護措置を施す一方、到着した警察官によって現行犯逮捕されました。自分には一生縁がないと思っていた手錠を掛けられた時のことは今でも忘れることができません。その後、警察署で事情聴取中、被害者が亡くなられたと告げられました。私は「これで人生終わった：」と目の前が真っ暗になりました。

5ヶ月後、裁判が始まりました。それまで被害者や被害者ご遺族のことを考えると不安や恐怖でいっぱいでしたが、被害者ご遺族に謝罪の手紙、そしてご遺族のご自宅で直接お焼香、お参り、謝罪をすることができました。その際、被害者のご遺族は私の謝罪を聞いて頂いたばかりでなく、今後の人生の事まで心配して頂き、本当に申し訳のない気持ちでいっぱいになりました。

しかし、裁判の意見陳述では、故人との思い出とともに、私への憎しみが語られています。「私はあなたを一生許しません。」という言葉も聞いた時は胸が苦しくなりました。

禁錮1年8月の判決を受け、私は受刑生活を送っています。事件直後からしばらくの間は、自分のことしか考えていませんでした。家族や知人達は自分のことをどう思っているのか、社会的地位を失ってしまった、今後の人生はどうなるのか、受刑生活が始まって自分のかばりかばり考え、亡くなられた被害者の方やご遺族のことをあまり考えなかったと思います。

そのような中で、市原刑務所で被害者のご遺族について考える機会があり、ようやくご遺族の方の心情を察することができるようになってきました。加害者はいつかは刑期が終わり出所し、事件を起こす前と変わらずに生活することが出来ます。

しかし、自分の犯した事件によってご遺族の方達は、怒りや悲しみ、苦しみから普通に生活することができません。私は今回の事件で運転免許は失効、慰謝料は保険会社から支払われ刑

期が終われば刑事、民事、行政の三つの責任は果たすことができますが、人間として一番大切だと感じる道義的責任(社会的責任)をどのようにすれば果たせるのかまだ答えが出ていない状態です。

被害者ご遺族の心の傷は月日とともに深く大きくなっているのだと思います。亡くなられた被害者の方の命が戻らない以上、心の傷は癒えることはないのかもしれない。私は一生この罪と責任を背負わなければいけないと思っています。

自分は過失運転致死という罪を犯してしまいました。謝罪、償いに終わりにはあってはならないと思います。受刑生活で先生に教わった言葉、「心が変われば行動が変わる。行動が変われば習慣が変わる。習慣が変われば人格が変わる。人格が変われば運命が変わる」これを念頭において、残りの受刑生活や社会復帰後の生活を通じて迷惑を掛けた人達にも変わった自分を見てもらい、事件にもしっかりと向き合い、被害者ご遺族の方に誠意ある謝罪をこれからも続けていきたいと思えます。車は走る凶器です。ルールを守ることの意味や、ハンドルを握る責任の重さを忘れない、そうすればいつか交通事故は少なくなっていくはずだと思います。

私はそうなることを祈っています。

自転車保険 入ってますか？

**令和2年10月1日から
自転車保険への加入が
義務となりました**

～福岡県自転車条例改正～

全国的に自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が発生していることなど、最近の自転車を取り巻く状況の変化に対応するため、自転車条例が改正されました。

万が一事故を起こしてしまったときに備えて自転車保険に加入するなど、事業者としても以下の点を踏まえて自転車の安全利用に取り組んでいただきますようお願いいたします。



自転車条例改正の主なポイント

自転車保険の加入義務(令和2年10月1日施行)

○全国的な自転車事故での高額賠償事例の発生

賠償額
約9,521万円

高額賠償の事例

小学生が夜間、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭がい骨骨折などで意識不明の重体となった。

保険加入義務化

対象者

自転車を利用する人
(子どもが利用する場合はその保護者)

従業員に自転車を利用させる事業者

自転車貸付業者(県への届出義務があります)

※事業者・学校は、通勤・通学に自転車を利用する人の保険加入を確認しましょう。

その他の改正ポイント 事故の際の負傷者の救護・警察への報告義務

○自転車事故が起きたときには、負傷者を救護し、警察に報告しなければなりません。



交通事故をなくす福岡県県民運動本部
(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)



自転車保険
の取扱事業者
はこちら
から

福岡県自転車条例

自転車の安全で適正な利用の 促進及び活用の推進に関する条例

自転車は車両です。交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう。

自転車の安全利用の促進

○夜間のライト点灯



○ブレーキを備えていない自転車の運転禁止



○飲酒運転の禁止



幼児・児童・高齢者の ヘルメットの着用

保護者・ご家族の皆さん、児童・高齢者の方へ、ヘルメットの着用を呼びかけましょう。



自転車の点検及び整備

反射器材の装着、タイヤの空気圧やブレーキの効きなどの自己点検をしましょう。



これらの「ながら運転」は禁止行為です

傘を
さしながら



大音量で
音楽等を
聴きながら



スマホや
携帯を
操作しながら



詳しくは、福岡県のホームページを！

福岡県 自転車条例

検索

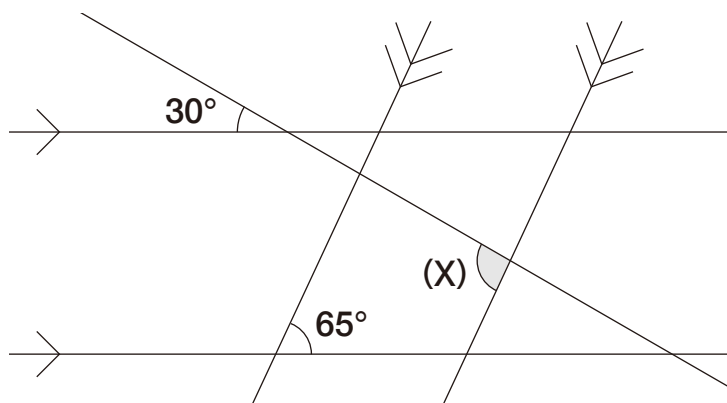
問合せ先：福岡県生活安全課 ☎092-643-3167



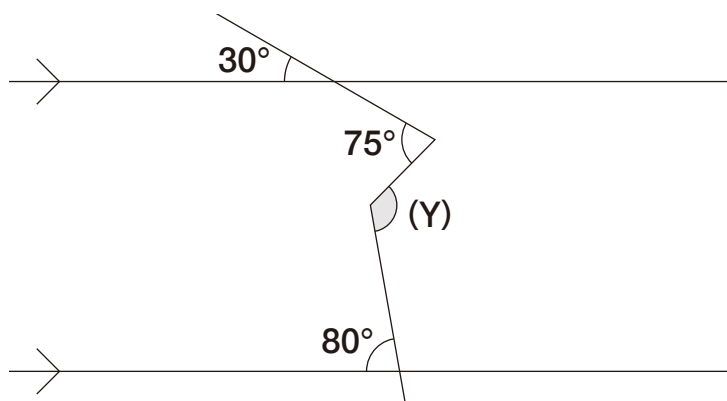
自転車条例

第7回 あたまの体操

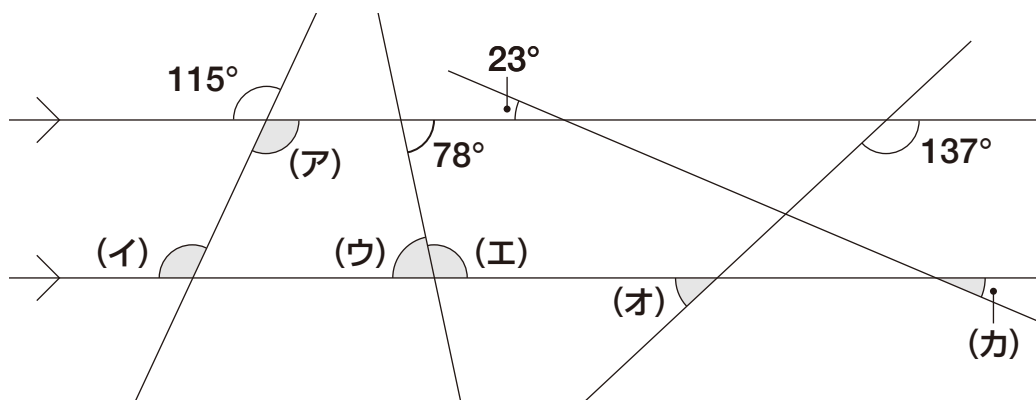
【問1】 次の(X)の角度は？



【問2】 次の(Y)の角度は？



【問3】 次の(ア)～(カ)の角度は？



代表者・住所・電話・ファックス変更

△ 三陽工事(株) 新) 持田 博之 旧) 本村 雅彦
〒819-0387 福岡市西区富士見3丁目23番11号
電話番号 407-3701 ファックス番号 407-3703

組 合 通 信

2-19号	8月 7日	配水管布設工事受注における施工計画書について
2-20号	8月20日	指定給水装置工事事業者定期講習会の中止について
2-21号	9月 1日	2021年版「全管連手帳」申込みについて
2-22号	9月15日	令和2年度(後期)技能検定受検案内について
2-23号	9月15日	資材中間決算棚卸のお知らせ

組 合 の う ご き

8月17日	佐藤税理士による精査が組合会議室で実施された。
8月25日	福岡市ありがとう基金への寄付金を贈呈した。 藤理事長、松尾副理事長、末久副理事長が出席した。
9月 3日	福岡市消防設備士三役会及び理事会がANAクラウンプラザホテルで開催され 藤理事長が出席した。
9月 8日	定例理事会が組合大会議室で開催された。
9月10日	佐藤税理士による精査が組合会議室で実施された。
9月17日	上水道部会が組合会議室で開催された。
9月24日	共同受注委員会が組合会議室で開催された。
9月29日	全管連正副会長会が東京都で開催され藤理事長が出席した。
9月30日	中間決算棚卸

お 知 ら せ

令和2年度のボウリング大会は新型コロナウイルスの感染症予防の観点から
開催しないことになりました。

